b　ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i	要介護１	820単位
ii	要介護２	920単位
iii	要介護３	1,139単位
iv	要介護４	1,231単位
v	要介護５	1,314単位

(二)　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費

a　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)

i	要介護１	828単位
ii	要介護２	923単位
iii	要介護３	1,128単位
iv	要介護４	1,216単位
v	要介護５	1,294単位

b　ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i	要介護１	828単位
ii	要介護２	923単位
iii	要介護３	1,128単位
iv	要介護４	1,216単位
v	要介護５	1,294単位

(7)　特定介護医療院短期入所療養介護

(一)	３時間以上４時間未満	654単位
(二)	４時間以上６時間未満	905単位
(三)	６時間以上８時間未満	1,257単位

注１　(1)から(6)までについて、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。注２において同じ。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

２　(7)について、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。